

# 平成 31 年度「プチ起業・プチ活動応援事業」

## 出店者募集要項

(「出店」については、申請内容に応じ、適宜「利用」などに読み替え願います)

### 1 事業の目的

とちぎ男女共同参画センター（以下「センター」という。）内の旧レストランスペースを活用し、仕事をしているけど余暇を生かして起業したい、子育て中であるが趣味を生かして副収入を得たいなど、新しいことにチャレンジしようとする人を応援する。

### 2 センターの概要

- (1) 所在地 宇都宮市野沢町4-1
- (2) 休館日 月曜日、祝休日、年末年始（12/29～1/3）ほか臨時休館日
- (3) 開館時間 午前9時から午後9時（日曜日は午後5時まで）

### 3 募集概要

- (1) 募集区画
  - ・ A区画 27.3㎡
  - ・ B区画 27.3㎡ ※ 同一者によるA及びB区画の同時出店は認めない。
- (2) 募集期間

平成31(2019)年3月26日（火）から随時

※ 初回の出店開始は、6月4日（火）～とする（予定）。
- (3) 出店期間

1ヶ月単位（1回の申請につき3ヶ月間まで出店可能）

なお、承認を受けた出店期間終了日2週間前までに、次期の出店希望者がいない場合は、希望により1ヶ月ごとの延長ができる。但し、同一者の連続した出店は最長6ヶ月とする。
- (4) 対象者

この事業の目的を十分に理解し、自ら起業・副業・活動（以下「起業等」という。）に向けてチャレンジする（起業等間もない者を含む）、個人またはグループ、団体であること。

### 4 出店場所

センターの正面北側旧レストランスペース内に設けたA区画（27.3㎡）またはB区画（27.3㎡）  
なお、B区画に隣接する厨房は使用することができない。

### 5 出店時間

午前9時から午後8時30分まで（日曜日は午後4時30分まで）の時間内

### 6 出店内容

出店内容は、次のいずれかに該当し、上記1の事業の目的に適っているものとする。

- (1) 物品の販売
- (2) サービスの提供
- (3) その他、センター所長が適切と認めたもの。  
但し、他の出店者の営業に支障をきたす場合を除く

## 7 出店料

A 区画及びB 区画とも：1 月あたり 5 千円とする。

- ・ 上記金額は、1 月に満たない場合や月の出店を中止する場合など 1 ヶ月間出店しない場合であっても、1 月あたりの額を納付する。
- ・ 出店料は、定められた期限までに納付する（出店開始日から概ね 20 日程度以内）。

## 8 出店における条件等

- (1) 出店するに当たっては、関係法令等を遵守するとともに、食品衛生法等の許可等が必要となる場合は、各出店者が責任を持って行う。
- (2) 出店に必要な備品類は出店者が準備し、交通費・FAX・電話・コピー等の出店に係る一切の経費は出店者の負担とする。（旧レストランスペース内に予め設置している備品等については、A 及びB 区画の出店者同士で協議のうえ使用が可能）
- (3) 出店に関しての盗難や事故などについては、全て出店者の責任とする。

## 9 応募方法

出店希望者は、原則、出店を希望する日の前々月の末日までに、出店申請書（様式 1）出店計画書（様式 2）のほか必要な書類をセンターへ提出する。

なお、上記 3（3）のなお書きにより出店期間の延長をする場合においても、出店申請書（様式 1）を提出する（出店計画書（様式 2）は、計画に変更がない場合は提出不要とする。）。

## 10 審査

- (1) センターは、提出された出店申請書について、次の（2）のいずれかに該当しないか及びその申請内容を審査し、出店の可否を判断する。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、出店を承認しない。
  - ア 当該事業の目的又はセンターの設置の目的に反すると認められるとき。
  - イ センターにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - ウ 集団的に又は常習的に暴力不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
  - エ センターの施設若しくは設備又は備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
  - オ 申請内容がセンターの事業に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - カ 栃木県暴力団排除条例の主旨に反すると認められるとき。
  - キ その他センターの管理上支障等があると認められるとき。

## 11 審査結果

センター所長は、上記 10 の審査結果について、出店承認（不承認）書（様式 3）により出店申請者あて通知する。（出店期間を延長した場合も同様に通知する。）

## 12 出店の承認の取消し等

センター所長は、次のいずれかに該当するときは、出店の承認を取り消し、または出店を制限し、もしくは出店の停止を命じる。

- (1) 出店者が出店の目的に違反して出店したとき。
- (2) 出店者が偽りその他不正の手段によって出店の承認を受けたとき。
- (3) 出店者が「10 審査の（2）」のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 出店者がこの要項およびとちぎ男女共同参画センターの設置および管理に関する条例ならびにとちぎ男女共同参画センターの管理運営に関する規則の規定に違反したとき。
- (5) センターが災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (6) その他センター所長が特に必要と認めたとき。

## 13 出店終了時の手続き等

- (1) 出店を終了したときは、施設および設備を原状に回復し、2 週間以内に、出店結果報告書（様式 4）を提出する。
- (2) やむを得ない事情により、承認された出店を辞退する場合には、出店辞退届（様式 5）により速やかに届け出ることとし、出店期間中に途中撤退する場合には、出店撤退届（様式 6）により届け出る。

## 14 遵守事項等

出店者は、次に掲げる事項を遵守し、センター所長の指示に従う。

- (1) 出店品の搬入、搬出を含む出店期間中における作業は出店者が行い、災害、事故および盗難等による出店品の破損、紛失等トラブルについては、センターはその責を一切負わない。
- (2) センターの施設または設備を改変あるいは損傷しない。万一、センターの施設または設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨をセンター所長に届け出て、その指示を受ける。
- (3) 他の来所者に危害または迷惑を及ぼす行為をしない。
- (4) あらかじめセンター所長の承認を受けた場合のほか、ポスターやチラシ等の貼付を行わない。
- (5) 来店者より苦情等申し出があった場合は、速やかにセンターに報告し、その指示を受ける。
- (6) 準備や後片付けを含めて、発生したゴミは出店者が持ち帰り、その都度清掃を行う。
- (7) 募集要項に記載のない事項については、出店者及びセンターの協議の上定める。

☆ 出店までの流れ（出店期間 3 ヶ月の場合）

チャレンジ内容をアピールしてくださいね！

出店したい開始したい日の  
前々月の末日まで



出店したい 2 週間～  
1 週間前頃まで



“出店開始日”



出店終了日の 2 週間前  
(次期出店者いないとき)



出店終了日 1 週間頃前



出店延長



出店期間終了  
(合計 4 ヶ月間)



出店期間終了して  
2 週間後まで

出店申請書（様式 1）及び出店計画書（様式 2）

出店申請者からセンターに提出

※ 例えば、7/1 から出店開始したい場合は 5/31 までに申請

出店承認書（様式 3）

申請書等を審査し、センターから出店申請者あてに交付

以後準備を進めてください。

出店を開始します！（3 ヶ月間出店）

出店料を納めます。（納付書による）

あと 1 ヶ月チャレンジしようかな。

出店申請書（様式 1）（延長分）

出店者からセンターに提出

出店承認書（様式 3）

申請書等を審査後、センターから出店申請者あてに交付

出店期間を延長します！（プラス 1 ヶ月間出店）

出店期間終了しました。（合計 4 ヶ月間）

以後、室内の原状復帰をお願いします。

※次期出店者がある場合は早期の回復をお願いする場合があります。

出店結果報告書（様式 4）

出店者からセンターあてに提出

感想や今後のプランについて記入してください。

出店お疲れ様でした！